

令和7年度

波佐見町創業チャレンジ支援事業

募集要領



波佐見町企画情報課

1. 補助金の目的

創業チャレンジ支援事業は、町内での創業を促進し、町内の商工業の振興と地域経済の活性化を図ることを目的としており、新規に創業する民間事業者等に対してその事業資金の一部を補助するものです。

2. 補助金の内容

補助対象となる事業	対象者	要件
新規に創業を行う事業	以下のすべてに該当する者 (1) 対価を得て事業を営む個人事業者又は法人事業者であること。 (2) 交付申請日が、町内で創業した日から起算して1年未満、又は、交付申請日から起算して1年以内に創業する予定であること。 (3) フランチャイズで創業する者ではないこと。 (4) 原則として東彼商工会の会員又は入会手続き中の者で、経営指導を受け、営業にあたり必要な許可を受けている者であること。 (5) 訴訟や法令順守上の問題を抱える者ではないこと。 (6) 公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者であること。 (7) 町税等を滞納していないこと。 (8) 他市町村で既に創業していたとき、同業種の本店として本町に移転する者であること。	地域産業の振興に資する事業、若しくは地域課題の解決に資する事業

3. 補助対象経費

補助対象経費の3分の2以内、**100万円を上限**とします。

※審査会での審査結果によっては満額での交付決定とはならない場合があります。

※補助対象経費に消費税を含まないこと。



例) 補助対象となる創業に必要な事業費が150万円の場合

項目	説明	例示
設備費	創業に必要な設備費	※不動産、車両の購入費は対象外 ※その他の汎用性が高く、事業に直接必要かどうか判別が不明確な物品は対象外 (パソコン、タブレット、電話など)
改修費	事業所開設に係る改修費	建物改修費など ※用地・建物取得費は対象外
店舗等借上費	事務所などの賃借料	事業所の借上げに係る賃借料 ※敷金や礼金の類は対象外とする
広告宣伝費	情報発信に必要な経費 (マーケティング等に要する調査費等の販売促進費を含む)	事業所や商品の周知に必要な広告宣伝費 (ホームページの立ち上げなど)
研究開発費	事業に必要な研究開発費	成分分析費、市場調査費、専門家招聘に係る経費など ※対価が得られるものを除く。
町外からの事業所移転費	移転に必要となる経費 ※本店を移すことが条件	運送費
従業員の教育訓練経費	資格取得の場合は、事業実施期間内に取得可能なものに限る。	

4. 募集期間

令和7年7月14日(月) から令和7年8月29日(金) まで(必着)

5. 提出書類

下記の書類を、波佐見町企画情報課に提出してください。

書類名	備考
事業補助金申請書（様式第1号）	
事業計画書（様式第2号）	
収支予算書（様式第3号）	
町税の納税証明（未納がない証明書）	本町が課税していない場合は、在住（あるいは前）市町村のもの
承諾書（本町職員が町税等の納付状況等を確認することを承諾することで、納税証明書の提出を省略したいときに提出する。ただし、本町が課税している場合に限る）	
事業費内訳書（事業費積算の根拠を示したもの）	見積書など
東彼商工会入会を証する書類の写し又は入会手続を証する書類の写し	
開業したことを証する書類	すでに開業している場合に必要
履歴事項全部証明書	法人等の場合に必要
直近の決算書（貸借対照表、損益計算書）、直近の事業報告書	

6. 申込先及び問い合わせ先

〒859-3791
波佐見町宿郷 660 番地
波佐見町役場 企画情報課 企画班
TEL 0956-80-6661（直通）
E-mail kikaku@town.hasami.lg.jp

7. 補助金の採択審査

募集締め切り日までに受け付けた申請は、審査委員会において補助金の交付の適否を審査します。審査委員会では、申請者自身により事業内容の説明を行っていただきます。

8. 留意事項

(1) 「事前着工の禁止」

補助金の対象となる経費の発注・契約・支払いなどの行為は、町からの「補助金交付決定通知書」の通知後に行ってください。通知前に行った行為の経費は、補助金の対象外となります。

(2) 「事業開始日」

審査委員会を令和7年9月中に行います。

採択された場合は、上述のとおり補助金交付決定通知書を送付します。

(3) 「事業完了日」

本補助金に係る事業完了日を交付決定日から令和8年3月31日(火)までとしてください。
もし完了できないときは、補助金の交付をしません。

(4) 補助事業を実施するなかで、補助事業の内容または経費の配分を変更する必要がでたときは、事前に担当者に相談してください。町の承認がなく変更した場合、補助金の交付を取り消すこともあります。

(5) 補助金は、補助事業完了後に実績報告書の提出を受け、補助事業が適正に実施されたことを確認したうえで支給します。事業完了後は、速やかに実績報告書を提出してください。

9. 審査の基準

下記の項目について審査を行い、加点方式で採点し採択の適否を判定します。
採択の可否は書面で通知します。なお、不採択理由の開示はしません。

(1) 意義

事業に取り組む動機や目的、事業主の意欲など、その事業の意義について審査します。

(2) 独創性

新規・独自性があるか、創意工夫があるか、その事業や商品・サービス等が他の事業等と比較し優位性があるかなど、その事業の独創性について審査します。

(3) 実現可能性

事業の内容が具体的であるか、販路や仕入れ先が確保されているか、売上や経費の根拠が明確で収益が見込めるかなど、その事業の実現可能性について審査します。

(4) 継続性

創業後も一定の収入が見込めるか、将来の更に発展が見込めるか、リスクの回避はできるかなど、事業開始後の継続・発展性について審査します。

(5) 資金調達の見込み

自己資金相当額に加えて、補助金が交付されるまでの事業資金についても十分に調達が見込まれているかについて審査します。